

千葉県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年10月31日

千葉県監査委員 清水謙司

30千総業第211号

平成30年10月19日

千葉市監査委員 清水 謙司 様
同 宮原 清貴 様
同 中島 賢治 様
同 山本 直史 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成24年度、平成27年度及び平成28年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査

監査のテーマ：市有財産の有効活用について

第3 監査の結果及び監査結果報告に添えて提出する意見

1. 資産の全庁的管理体制の構築及び運用状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p data-bbox="172 383 695 461">（5）未利用地等活用推進委員会の廃止 （報告書 P39）</p> <p data-bbox="156 472 785 640">未利用地等活用推進委員会は、昭和62年12月に、未利用地等の一元管理及び有効活用を図るために設けられたものの、第3回（H22.1.26）以降の開催がない状況にある。</p> <p data-bbox="156 651 791 1088">また、千葉市公有財産規則第4条第1項は「所管課長は、その事務事業の所管に属する行政財産を管理しなければならない。」と規定しており、同条第3項は「財政局資産経営部管財課長は、普通財産を管理しなければならない。ただし資産経営部長が普通財産の管理上必要があると認めるときは、別に管理するものを定めることができる。」と規定している。このように規則上は全庁的な取組みではなく、各所管課長の権限内による管理となっていた。</p> <p data-bbox="156 1099 796 1267">平成24年度より重要な未利用地にかかる利用方針は、資産経営会議にて議論されているため、未利用地等活用推進委員会の会議体の目的と重複している。</p> <p data-bbox="156 1279 791 1541">現状の資産経営にかかる各種委員会規程及び実務を把握・整理したうえで、より実行力のある組織体制を再構築する必要がある。つまり、平成24年度より、資産経営会議が設けられたことにより、会議目的が重複している未利用地等活用推進委員会の廃止を検討すべきといえる。</p>	<p data-bbox="820 472 1442 551">まず、資産経営会議については、政策会議との統合をもって平成25年度末に廃止している。</p> <p data-bbox="820 562 1442 864">また、千葉市未利用地等の活用推進に関する取扱要綱が平成29年4月に施行されたことにより、未利用地等の活用推進にかかるスキームが再構築されたため、同月、未利用地等活用推進委員会設置要綱を廃止し、未利用地等の活用検討については、必要に応じて政策会議等に諮ることとしている。</p>

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(1) 家庭系一般廃棄物の収集運搬業務について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 委託費について</p> <p>(イ) 単価について【収集業務課】（報告書 P77）</p> <p>一般ごみの費目別の費用について、概要に記載のとおり、現場管理費が月額 23～26 万円、一般管理費が 9～22 万円程度計上されている。</p> <p>現場管理費の内容としては、現場に常駐する社員の給与、労災保険等の法定福利費等が考えられるが、実際には苦情や緊急連絡等に要する人員を想定しているということであった。そのような現場管理費として、人件費及び車両関係費の合計の 17%以上も要することは考え難い。仮に現場管理費が月報作成等に従事する事務の人件費に見合うものであるとしても、最大見積っても 1 日当たり 1 時間以内で作成可能である月報作成費用等のための人件費として、月額 23 万円以上もの支払いを行うことには合理的な説明が難しい。</p> <p>また、一般管理費の内容は、会社の本支店での必要経費、公共事業としての適正利益とされているが、ごみの種類によってこれらが大きく変わることは通常なく、概要に記載の費目別費用の表のとおり、可燃ごみ・資源物と比べて著しく高い不燃・有害ごみの計上額（約 22 万円）の妥当性に疑念があり、適正なコスト水準への減額の余地があるものと考えられる。</p> <p>次に、契約形態の違いの観点から、希望型指名競争入札により収集業者を選定している粗大ごみ収集運搬業務委託との比較を行った。</p> <p>粗大ごみの収集日数は年間 245 日程度であり、一般ごみの収集日数（285～310 日）よりも少な</p>	<p>講じた措置</p> <p>平成 29 年度ごみ収集運搬業務委託においては、類似案件との比較を行うとともに、国土交通省（公共工事設計労務単価）・千葉市（土木積算基準）の基準に基づき積算を行い、現場管理費を 19 万円程度に、一般管理費を 9 万円程度に見直しを行った。</p>

く、人件費が毎月 10～16 万円程度低くなっている。そのことを考慮しても、希望型指名競争入札によって業者を選定している粗大ごみ収集運搬業務委託の落札金額（収集車両 1 台当たりの単価で 84～91 万円）は随意契約による一般ごみ（同 116～128 万円）よりも大幅に低く、落札率は 73～88%程度である。なお、粗大ごみと一般ごみの収集に関して、日数の差異以外には、運転手と収集作業員の人数（各 1 人）及び業務内容には基本的に差異がなく、請負金額に影響を与える要素は基本的にはないものと考えられる。

このように、粗大ごみ収集運搬業務委託業者は、一般ごみよりも大幅に低い委託金額であっても、基本的に希望型指名競争入札であるため相応の利益を確保しているであろうことを考慮すると、一般ごみの収集運搬業務委託についても特に委託業務に直接かかる経費（車両関係費）以外の費目全般につき削減余地があるものと考えられる。

以上のとおり、収集運搬コスト削減のためには、ごみ収集車の台数のみならず、委託料の単価の適正な低減が可能であると判断できるが、適正な業務委託料へ収れんさせるための視点と活動が欠けているものと考えられる。

一般ごみ収集運搬業務委託の単価の設定について、過去数年間、委託金額の算定方法に変更はなく、単価の妥当性について実質的な検討が行われていないことから、希望型指名競争入札を実施している類似案件との適切な比較を行い、また、月報データの分析や人件費等の実勢等を分析した上で、単価の妥当性について検討されたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(4) 粗大ごみ収集業務について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ア. 委託費（収集車両台数の削減）について【収集業務課】（報告書 P94）</p> <p>1日・1台当たり収集量がいずれも1t未満である。この点については、粗大ごみは嵩張るため、実際に収集できる量は最大積載量より少ないことは事実であるが、使用している2t車の容量に相当の余剰があるものと考えられる。また、月報によると、収集終了時刻はほとんど午前中であることから、一般ごみ（可燃、不燃・有害、資源）収集運搬業務と同様に、収集車両台数の削減の余地が大きいものと考えられる。</p> <p>さらに、地区別にみると、若葉区・緑区については、他の2地区よりも明らかに1日・1台当たり件数及び収集量が少ない。若葉区・緑区は面積が広く、他の区よりも移動に時間を要するであろうという不効率性を考慮しても、他の4区と比較して収集車両数の見直しは可能であるものと考えられる。</p> <p>仮に、1日・1台当たりの収集回数を1回とし、収集量／容量を75%とすると、現在の市全体の17台から9台まで車両数を削減することが可能であると試算することができる。一般ごみと同様に、車両数の削減を見込むことができる。その場合は、現在の委託料の1台あたりの単価（年間797万円）を維持したとしても、委託料は年間1億3,563万円から7,180万円と算定することができ、委託料を6,383万円、削減することができることになる。このように収集車両台数の削減余地が生じている理由としては次のことが考えられる。すなわち、収集業務課では、直営から外部委託に切り替える</p>	<p>平成27年4月の若葉区・緑区の粗大ごみの直営から委託への切り替えに際しては、車両を1台削減して委託しているほか、平成29年4月の花見川区・稲毛区の契約更新時に見直しを行い、車両を1台削減した。</p> <p>平成30年度からの収集運搬業者を選定する入札（中央区・美浜区、若葉区・緑区）を平成29年10月に実施した。その際、業務量の変動や車両削減の余地等を月次報告書及び清掃施設の搬入記録等を基にしたモニタリングなどにより検討した結果、作業時間を考慮し、車両台数は現状維持することとした。</p>

際に、電話受付を委託している業者からの月報により過去の件数等のデータを把握していた。それにもかかわらず、これを役立てていなかったことが挙げられる。その結果、直営の際に使用していた車両数を業務委託による粗大ごみの収集に移行するに際して見直すことなく、そのまま引き継いでいるため、粗大ごみ収集作業車両の数が過大となっているものと考えられる。

以上のことから、粗大ごみ収集運搬業務委託について、ごみ収集車両の台数を削減することにより、委託経費を削減することが可能な状況にあるため、月報のデータを分析するなどして適正な収集車両の台数を検討されたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(5) 財産管理(物品、被服等)について

③結果

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>ア. 公有財産の台帳管理について【環境事業所】(報告書 P97)</p> <p>中央・美浜環境事業所で実施された屋上防水修繕(260万円)が、修繕料(11節需用費の細節)として予算化され、当該科目で執行されており、維持補修として考えられているために、公有財産台帳に適切に反映されていない。この修繕については、少なくとも「建物」の改修履歴を建物台帳に記載する必要がある。</p> <p>また、花見川・稲毛環境事業所における空調修繕および瞬間湯沸かし器の改修(430万円)が修繕として処理されている。しかし、工事の実態として、古い給湯器が物理的に撤去され、新しい業務用給湯器が設置されており、以前よりも耐用年数が伸びるとともに、機能が向上している。すなわち、当該工事は旧設備の機能維持を超えたものであることから、従来から建物台帳等に区分して記載されているとした場合には、当該設備の取壊し工事に伴って、本来は廃棄処理を行う必要があったものと考えられる。</p> <p>以上の2案件については、千葉市公有財産規則等に従って、公有財産台帳等への登載等の処理がなされていない。</p> <p>したがって、中央・美浜環境事業所で実施された屋上防水修繕について、建物台帳に改修履歴を記載されたい。また、花見川・稲毛環境事業所における空調修繕および瞬間湯沸かし器の改修について、財産台帳等に登載されていた設備は廃棄処理として、本来は、台帳上、既存の登載価格からその旧設備の価格を控除する必要があるが、少なくとも取得した新設備等については適正に財産台帳又は備品台帳に登載されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>中央・美浜環境事業所の屋上防水修繕については、確認の結果、原状復帰のための修繕であると判別され、千葉市公有財産規則第39条第4号の「改築、修繕、天災事変その他の事由により形質又は価格に変動があったとき」に該当しないため、公有財産台帳副本の整理等は行わなかった。</p> <p>花見川・稲毛環境事業所の空調機及び瞬間湯沸かし器の改修については、取得した新設備を適正に固定資産台帳及び備品台帳に登載した。</p>

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>エ. 預り金総括表の未作成について【和陽園】 (報告書 P130)</p> <p>和陽園において、利用者から預かる金銭等に対して、要綱第5条に基づき、諸帳簿を作成することが規定されているが、同条に規定されている預り金総括表（様式1）が作成されていない。</p> <p>預り金総括表は、利用者が和陽園に預けている金銭等を網羅的に把握する表であり、当該総括表が作成されないと、利用者から預かった金銭等に関して、網羅的に管理することができない。</p> <p>ここで、和陽園においては、利用者から現金及び預金を預かっていることから、利用者から預かった現金に関しても預り金総括表で管理する必要がある。</p> <p>しかし、現行の預り金総括表（様式1）においては、現金に関して独立して記載する欄が設けられていないため、その他の欄において記載することになる。また、利用者から預かる預金においては、千葉銀行以外の預金も存在することから、千葉銀行以外の預金はその他の欄において記載することになる。このように、現行の預り金総括表（様式1）において設けられている記載項目では、現金と預金が同一の欄に記載されることになり、利用者から預かる金銭等を管理するにあたり煩雑となる。</p> <p>更に、現行の預り金総括表（様式1）では、ある一定の時期における利用者が和陽園に預けている金銭等の残高を記載する表となっていることから、仮に、異常な取引が行われていたとしてもその異常性を発見することができない。具体的には、</p>	<p>平成28年12月に、「施設預り金等管理要綱」を改正し、「預り金総括表」を「個別預り金年度合計報告書」に改め、入金・出金額等の記入欄を設けることにより、取引額を把握できるようにした。また、同報告書には、現金の記入欄を設け、あわせて千葉銀行以外の預金についても記載し把握することができるよう様式を改めることにより、金銭等を網羅的に把握できるようにした。</p> <p>なお、新たな要綱に基づき、平成28年12月から、同報告書を作成している。</p>

ある利用者の口座で多額の引出が不正に実施されていたとしても、その口座のおおよその残高を把握していなければ、不正に引き出された後の残高について異常性を発見できないということである。

要綱第5条に規定されている預り金総括表を作成されたい。

預り金総括表（様式1）については、利用者から預かった金銭等を網羅的に管理できるよう、その記載項目について現金の項目を追加されたい。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>オ. 預り金残高に関する確認の内部統制について【和陽園】（報告書 P131）</p> <p>和陽園において、利用者の預り金等の管理責任者を園長とし、預り金全般の管理を行うこととされている（要綱第3条）。</p> <p>また、要綱第4条第1項において証書等管理保管責任者及び現金管理責任者として介護長が規定されている。更に、要綱第4条第1項及び第2項において、印鑑保管管理責任者及び出納職員としては、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（従来型及びユニット型）の各施設の主任生活相談員が規定されている。</p> <p>そして、要綱第12条第1項において、預り金総括表（様式1）について年に1回管理責任者である園長の検査を受けることが規定されている。</p> <p>ここで、和陽園においては、預り金総括表（様式1）を作成していないことから、要綱第12条第1項に規定されている年に1回の管理責任者である園長の検査が行われていない。しかし、個人別預貯金出納簿（様式2）及び小口現金出納簿（様式3）の検査は証書又は現金管理保管責任者が行うことになっているが、実際には園長が実施している（要綱第12条第2項及び第3項）。</p> <p>具体的には、毎月末、園長自ら現金の実査を行い、実査金額と小口現金出納簿の月末残高との照合を行っている。また、預金通帳と個人別預貯金出納簿の月末残高との照合を実施している。これは、利用者預り金に関してその業務の重要性に鑑みて実施しているということであった。</p> <p>ここで、和陽園の運営方針1 管理業務の実施体</p>	<p>平成28年12月に、「施設預り金等管理要綱」を改正し、園長が、年3回、「個別預り金年度合計報告書」（改正前要綱における「預り金総括表」に相当）の点検及び確認を行う旨を規定し、同年12月から、この点検及び確認を実施している。</p> <p>また、同改正において、園長が、年3回、「個別預金預り金台帳」及び「個別現金預り金台帳」（改正前要綱における「個人別預貯金出納簿」及び「小口現金出納簿」に相当）の点検及び確認を行う旨を規定し、同年12月から、この点検及び確認を実施している。</p> <p>これらの点検及び確認を通じて、園長が、施設預り金等に係る業務全般の管理を行うこととした。</p>

制（4）職務分掌において、園長の分掌事務は「園の総括に関すること」と定められている。

そのため、利用者預り金に関してその業務の重要性を踏まえた場合に、それらの検査を園長が実施するとしても、実際の現金実査及び小口現金出納簿との照合作業を園長が直接実施することは、職務分掌の観点から内部統制上の課題があるものと判断される。

要綱第12条第1項において規定されているとおり、預り金総括表（様式1）について年に1回管理責任者である園長は検査されたい。

利用者預り金等取扱要綱第3条に規定されているとおり、園長はその職務分掌に応じて、全般の管理を行うことを検討されたい。例えば、適時、適切な現金実査及び出納簿との照合等が実施されているか確認することや預り金総括表を年に1回検査することといった、預り金に関する業務全般が要綱に基づき適切に運用されているかどうかといった管理業務を行うことが肝要である。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>カ. 個人別預貯金出納簿の記載誤りについて 【和陽園】（報告書 P132）</p> <p>和陽園の養護老人ホームにおいて、預金通帳の記載では平成27年4月27日付で引き出されている預金の額が、個人別預貯金出納簿では平成27年4月20日付で引き出されていると記載されている。そして、平成27年4月20日付で引き出されている項目に関して介護長による検査（検査印の押印）がなされている。</p> <p>ここで、預貯金の残高が正しく記載されていない項目に関して、介護長による検査印が押印されていることは、介護長の確認が形骸化していることが懸念される。</p> <p>要綱第12条2項に規定されているとおり、介護長は適切な検査を実施されたい。例えば、適切な検査を実施するために、記載されている個人別預貯金出納簿の日付や金額に対して、その都度、レ点等を付すことにより、より正確な検査が実施されることが考えられる。</p>	<p>平成28年12月から、同月に改正された「施設預り金等管理要綱」に基づき、「入金・出金依頼書」を整備し入金・出金の記録を残すこととし、依頼があるたびに、出納責任者（介護長）が同依頼書の内容をレ点を付して確認し、押印することとした。</p> <p>また、預り金出納職員（生活相談員）が、同依頼書の内容を、依頼があるたびに「個別預金預り金台帳」及び「個別現金預り金台帳」に転記しているが、出納責任者（介護長）は、同要綱に基づき、年3回、同台帳の点検及び確認を行うこととされており、この際、レ点を付して確認することにより、実効性のある点検及び確認を行うこととした。</p>

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3 外部監査の結果

第3-3 外部監査の結果：各論

1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(2) 利用者預り金の管理について

③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>キ. 受領書の入手について【和陽園】（報告書 P133）</p> <p>和陽園は利用者の依頼に基づき平成27年8月27日付けで預貯金の払い戻しを実施し、同日付で払い戻し金額の全額を支払っている。ここで、預貯金の払い戻しを行った場合には、和陽園は利用者から受領書を入手することになっている。そのため、通常は利用者が8月27日付けで預貯金の払い戻しを受領した旨の受領書が作成されなければならない。しかし、9月3日付で利用者が預貯金を受領した旨の受領書となっており、受領書の信頼性に問題がある。</p> <p>預貯金の払い戻しを行った場合には、規定に基づき、その都度、本人に手渡して受領書に本人等からの署名を受けるといいたい。</p> <p>預貯金の払い戻しを行った場合に、その都度、本人への手渡し及び署名の受取りが実務上困難である場合には、現行の要綱では当該事例に係る条文を定めていないことから、実務に応じた要綱の作成をされたい。具体的には、預貯金の払い戻しを行った場合に、払い戻しの都度ではなく一定期間内に確認を取る旨の規定を設定することなどが考えられる。</p>	<p>平成28年12月に、要綱の改正を行い、新たに「入金・出金依頼書」（様式5）を整備し、同年12月に制定した要領により、本人が預貯金の払い戻しを受ける都度、同依頼書の確認欄に署名を行うこととした。また、同依頼書を整備したことにより、本人による受領又は署名が困難な場合に対応するため、払い戻し後一定期間内の身元引受人等による受領又は署名が可能となるよう、改めた。</p>